

長岡市スポーツ推進条例の概要

1 前文及び目的

健康で豊かな生活を営むための全ての市民に共通で身近な文化
(スポーツの一般的価値)

地域の一体感や活力の醸成、地域経済の発展にも寄与
(スポーツの発展的価値)

課題

- ◆日常生活における多忙感
- ◆少子化や指導者の不足などによる学校の部活動の縮小
- ◆雪国特有の気候による冬場の活動場所不足 など

スポーツを「する人」と「しない人」の二極化の進行

いつでも・どこでも・だれもが・いつまでも、自らの興味、関心、適性及び健康状態に応じてスポーツに親しむことができる環境づくりが必要＝更なるスポーツ推進の必要性

～スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、
スポーツを通じた全ての市民の健康で充実した生活と、スポーツによるまちづくりの実現を目指す～

2 本市のスポーツ推進の基本理念、市の責務、市民、スポーツ関連団体、事業者等の役割

〈三つの基本理念〉

- ①全ての市民が生涯にわたり、あらゆる機会や場所において、自らの興味・関心・適正・健康状態に応じてスポーツができるようにすることを旨とすること
- ②次代を担う子どもの成長におけるスポーツの重要性に配慮すること
- ③スポーツをまちづくりに最大限に生かすこと

〈市民、スポーツ関連団体及び教育機関等〉

- ◆自らの意思に基づくスポーツ推進の担い手
- ◆施策に対する理解と関心を深める

〈事業者〉

- ◆地域社会を構成する一員
- ◆施策に対する理解と関心を深める

協働

〈市〉

- ◆施策の総合的かつ計画的推進
- ◆組織横断的な連携協力

3 スポーツ推進計画の策定

市に地方スポーツ推進計画（スポーツ基本法第10条第1項）の策定を義務付け

➡ 平成29年3月に策定された「長岡市スポーツ推進計画」が該当。当該計画を条例が後押し

4 五つの施策の基本方針

- | | |
|---|--------------|
| ①スポーツを通じて子どもが成長できる環境の充実 | 「育てる」スポーツの推進 |
| ②全ての市民がスポーツに親しむことのできる機会の充実 | 「する」スポーツの推進 |
| ③本市のスポーツ選手の競技水準の向上 | 「競う」スポーツの推進 |
| ④市民が身近な場所でスポーツを楽しみ、又は支えることのできる環境の充実 | 「支える」スポーツの推進 |
| ⑤大規模大会等の高度な水準のスポーツに市民が触れることのできる機会の充実と、スポーツを通じた交流人口の増加 | 「観る」スポーツの推進 |

5 スポーツの推進のための期間

市は期間を定めて重点的かつ効果的な行事その他の取組を実施することが可能

平成30年6月25日

県内初！ 議員発議による「長岡市スポーツ推進条例」を可決

長岡市議会では、2020年東京オリンピック・パラリンピックを控え、スポーツを通じた全ての市民の健康で充実した生活と、スポーツによるまちづくりの実現を目指し、「長岡市スポーツ推進条例」を議員有志が発議し、全会一致で可決しました。

この条例は、スポーツ振興議員連盟に所属する議員有志7人が平成29年9月、議長に対して政策検討会議の設置について申入れを行った結果、スポーツ振興条例（仮称）制定検討委員会が発足し、同委員会において検討されてきたものです。

検討委員会は平成30年6月までに計7回開催され、条例案に対するパブリックコメントの募集を経て、今回の発議に至りました。議員発議による政策条例は、今回で5件目となります。

1 条例の特徴

- (1) スポーツ推進の三つの基本理念
 - ① 全ての市民が生涯にわたり、あらゆる機会や場所において、自らの興味・関心・適正・健康状態に応じてスポーツができるようにすることが重要
 - ② 次代を担う子どもの成長におけるスポーツの重要性に配慮
 - ③ スポーツをまちづくりに最大限に生かす
- (2) 市、市民、スポーツ関連団体、事業者等が協働してスポーツの推進を目指す
- (3) スポーツの推進に関し、市の執行機関の組織横断的な連携協力を求めるとともに、市は期間を定めて重点的かつ効果的な取組を実施することが可能
- (4) 平成29年3月に市が策定した「長岡市スポーツ推進計画」を条例が後押し
- (5) スポーツの推進に関する条例が制定されるのは、県内初。条例の施行日は、平成30年10月8日（体育の日）

2 これまでの経過

- ・スポーツ振興議員連盟に所属の議員有志7人が、政策検討会議の設置の申入れ（H29/9/11）
- ・平成29年9月定例会において、スポーツ振興条例（仮称）制定検討委員会の設置を可決（H29/9/25）。委員は10人
- ・制定検討委員会開催（H29/9/25～H30/6/8。計7回）。条文案について協議。第5回と第6回には執行機関側も出席
- ・先進地視察（H30/1/16、17。滋賀県近江八幡市、三重県四日市市）
- ・条例案に対するパブリックコメントの募集（H30/4/25～5/24。提出意見なし）
- ・制定検討委員会が議長に条例の議案を提示（H30/6/13）

3 政策検討会議について

議員自らが政策条例の原案作成や、政策についての調査・協議・検討を行う場。議会の政策立案能力を強化するため、平成27年に制度が設けられた。会議は案件ごとに設置される。スポーツ振興条例（仮称）制定検討委員会は、制度開始後、初めて設置された会議